

## 経済建設常分科会会議録（要旨）

○開催年月日 令和2年9月4日（金）

午後 3時25分 開会  
午後 5時10分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	宮城 克
委員	濱元 朝晴
委員	又吉 亮
委員	伊佐 哲雄

副委員長	米須 清正
委員	宮城 司
委員	真喜志 晃一

○欠席委員（0名）

○説明員（6名）

建設部長	又吉 直広
土木課長	與那嶺 諭
市民経済部長	伊佐 真

建設部事	嶺井 辰也
施設管理課長	城間 勝也
環境対策課長	浜里 吉彦

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者

主 事	屋良 ニライ
-----	--------

○本日の分科会の協議日程

第5回 議会報告及び市民との意見交換会における意見の取扱いについて

## 令和2年度経済建設分科会

令和2年9月4日（金）

○宮城克 委員長 ただいまから経済建設分科会を開会いたします。

（開会時刻 午後3時25分）

---

### 【議題】第5回議会報告及び市民との意見交換会における意見の取扱いについて

（No. 19 真栄原1-20-25と1-20-27の間にある公園内の3本の大木を伐採してほしいです。一部の枝が、近隣住宅に伸びている箇所もあり危険を感じます。私有地とは聞いてますが、何らかの形で市の方で協力してもらえればありがたいです。）

～参考意見聴取～

○建設部次長 当該場所の木について真栄原区自治会より施設管理課にも相談があった。調査を行ったところ、市の管理する土地ではなく、昭和58年2月28日に開発地区として許可され造られている公園であったため市が整備することは難しいと回答した。開発協議書にも公園の位置づけが明記されており、開発業者が責任をもって管理、運営することが開発条件としてうたわれている。市の管理する公園ではないため、現段階で市が整備することは難しいが、地域の団地自治会等でも対応が困難であれば、市がどのように関われるか再度検討の余地はあるかと考える。

～質疑・答弁～

○米須清正 副委員長 公園の管理を市に移管することはできないのか伺いたい。

○建設部次長 市が率先して動くことは難しい。

○米須清正 副委員長 真栄原区自治会を通して承諾を得ることはできないか。

○建設部次長 真栄原区自治会から相談はあったが、当該地区には開発に伴い団地自治会が存在しているのではないかと予想される。本来であれば、開発地区の団地自治会で管理、整備していただきコミュニティーの場として公園を活用していただきたい。真栄原区自治会からの要請ですぐに市が動くことは厳しいが、団地自治会でも処理できない等の問題があった場合に、段階を踏んで市が関われる部分はあると考える。

○真喜志晃一 委員 開発業者の特定はできているのか。

○建設部次長 会社の特定はできているが存在しているかは不明である。倒産している場合も予想される。

○真喜志晃一 委員 所有者が倒産していた場合は、管理者が宙に浮いた状態となるのか。

○建設部次長 届出の中では、管理者は団地自治会と明記されている。開発業者が倒産している場合でも、管理者は団地の住民となる。

○真喜志晃一 委員 開発業者がいない場合でも所有権移転はできるのか。

○建設部次長 所有者不明でも所有権を移転できるシステムはある程度構築されてきているが、このシステ

ムを公園に適用したことはない。

○宮城司 委員 木を伐採してほしいとの御意見だが、事例はあるか。

○建設部次長 帰属を待たずして要請があり対応したこともあるが、道にはみ出た部分をのこぎりで処理する程度である。木を伐採するような大掛かりなケースに対応したことはない。地域要請を強く受け、段階を踏んで市の帰属としたケースはある。

---

**【議題】 第5回議会報告及び市民との意見交換会における意見の取扱いについて**

(NO. 37 真栄原比屋良川公園沿い(ホワイトタウン)の両側の木をカットしてほしい。(宜野湾市と川を挟んで向こう岸は浦添市))

～参考意見聴取～

○建設部次長 ホワイトタウン付近の河川沿いと想定される。現場確認を行い、土木課にて河川の管理者である中部土木事務所へ整備を行うよう申し送りしている。

---

**【議題】 第5回議会報告及び市民との意見交換会における意見の取扱いについて**

(NO. 41 コンベンションセンターから北谷海岸公園までの一体性を整備してほしい。一連の遊歩道、海岸線を整備してほしい。)

～参考意見聴取～

○建設部次長 市都市計画マスタープランにも自転車専用及び歩行者専用道路の整備がうたわれている。沖縄県で現在事業を進めている伊佐護岸老朽化対策事業など関連事業の情報収集を行いながら調査研究を進め、本市としても長期計画の中で整備を考えている。

～質疑・答弁～

○又吉亮 委員 都市計画マスタープランの改定予定はあるのか伺う。

○建設部次長 現在改定に向け取り組んでいたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により進捗が遅れている。計画改定には、どうしても市民からの意見聴取が必要となることから、いつ策定できるのか現段階では分からない状況となった。今回の御意見内容も参考にしながら計画策定してまいりたい。

---

**【議題】 第5回議会報告及び市民との意見交換会における意見の取扱いについて**

(NO. 20 パイプライン沿い前田商事ビル裏は通学路になっているが、小さな坂になった部分があるため視界が悪く危険である。周辺にランプを設置し車両と横断者両方の安全を確保するよう対策をお願いします。)

～参考意見聴取～

**○市民経済部次長** 毎年、市民生活課では学校、自治会、警察の4者で通学路安全点検を行っているが、当該場所は危険箇所として挙がっていない道路である。現場確認を行い、関係機関と連携しながら看板設置等を検討してまいりたい。

**○建設部次長** 沖縄県がバスレーン延長に伴い、大山中通りの安全対策としてハンブを設置している。同様の対応をパイプラインにも何か所か講じていくような動きがあった。地域の要望を踏まえながら、県の動向を注視してまいりたい。

---

### 【議題】第5回議会報告及び市民との意見交換会における意見の取扱いについて

(NO. 6 西海岸の湧き水のPFOS/PFOAの値が大きい。伊佐区や喜友名は戦後いち早く整備をして区民に雑用水として供給している。アメリカでは使われていない消火剤を沖縄では日常につかわれ、年々数値が上がっている。早急に何らかの対策をしてほしい。)

～参考意見聴取～

**○環境対策課長** 伊佐区及び喜友名区を想定した内容として、雑用水として利用している湧水、チュンナーガー、伊佐ウフガー、フンシンガーに関して、平成28年度から沖縄県において年2回調査を実施しており、いずれの湧水も環境省の定める暫定指針値50ナノグラム・パー・リットルを超える状況である。調査結果を受け、市当局としては飲料水ではない旨の注意喚起を行っている状況である。ほかの湧水については、去る令和2年4月10日に発生した普天間飛行場からの泡消火剤漏出事故を受け、市民経済部として当該事故の影響を調査すべく市内湧水2箇所、ヒヤカーガー、メンダカリヒーガー、トロピカルビーチ、漁港3地点、はごろも小学校及び大謝名小学校の水質調査を実施した。市内湧水2箇所において暫定指針値を超える値が検出されたが、沖縄県の調査と同地点での調査であり数値についても変化が見られないことから今回の事故の影響は考え難いと推測している。対策については、引き続き沖縄県の調査に協力をしていきたいと考えている。

～質疑・答弁～

**○宮城司 委員** 対策としてできることが注意喚起ということで理解してよいか。

**○環境対策課長** 飲用水ではない旨の看板設置が対策としてできることだと認識している。

**○宮城司 委員** 御意見は、もっと強い対策を求めていると感じるが、いかがか。

**○環境対策課長** 泡消火剤漏出事故後、飛行場内へ立入調査に同行しているが、なかなか市に水質調査、土壌調査のサンプリングをいただけない状況がある。今後も防衛局及び沖縄県の主導で進めていく事案となると思われることから、市としては引き続き推移を見守りながら協力してまいりたい。

---

**【議題】 第5回議会報告及び市民との意見交換会における意見の取扱いについて**

(NO. 24 ペットボトルの回収を毎週行ってほしい。)

～参考意見聴取～

**○環境対策課長** ペットボトルについては、平成12年6月から分別ルールの変更により資源ごみとして収集している。収集時間と収集量等を勘案しA地区、B地区を均等に収集するために現行のルール、第1・第3週、第2・第4週となった経緯がある。第5週目の収集は行っていない。毎週収集へルールを変更するには、収集業者とも調整を行いながら、車両、収集員の増につながる場合は、予算も伴うことから慎重に検討してまいりたいと考えている。

～質疑・答弁～

**○宮城 司 委員** 御意見の裏には、どのようなことが考えられるのか。

**○環境対策課長** ペットボトルの排出量は増えている。宜野湾市ではシルバーが収集を行っているが、毎週収集にルールを変更するには別組織を入れ込まなければならない状況であり、その場合予算が伴うことから、すぐに解決できる問題ではないため、今後も調査研究してまいりたい。

**○宮城 司 委員** 把握している近隣市町村の状況について伺いたい。

**○環境対策課長** 沖縄市のように資源収集団体をお願いができれば可能性はあると思うが、予算が伴うことから現段階では厳しい状況である。

---

**【議題】 第5回議会報告及び市民との意見交換会における意見の取扱いについて**

(NO. 12 自治会加入を条例化して欲しい。沖縄県の模範になるよう市の職員の自治会加入100%にしてほしい。)

～参考意見聴取～

**○市民経済部次長** 自治会加入促進の条例については、行政や議会だけでなく自治会や事業所等のコンセンサスが必要と考える。市の自治会長会には、条例制定に向け検討を打診しているところである。自治会長の意見を聞きながら引き続き調査研究してまいりたい。市内在住の正職員の自治会加入率は6割弱となっている。自治会の必要性を認識してもらうため、チラシを作成しており、各部長クラスの会議においても職員に自治会加入を周知してもらうよう伝えている。引き続き職員の加入についても取り組んでまいりたい。

～質疑・答弁～

**○真喜志晃一 委員** 条例とはどのような内容なのか。

**○市民経済部次長** 県内に条例制定しているところはないが、県外では事例がある。条例でも自治会加入を

義務化することはできないため、理念的な内容の条例となる。

○**真喜志晃一 委員** 市の運営補助金の金額を上げることは可能なのか。

○**市民経済部次長** 補助金については規則に基づいて積算している。規則改正ができれば金額の上げ下げは可能である。

○**又吉亮 委員** 条例化することにより、市職員の加入促進につながると考える。ぜひ条例化してほしい。

---

○**宮城克 委員長** 市当局より意見聴取した内容を踏まえ、各意見への対応を考えてまいりたい。

本日の分科会はこれにて閉会いたします。

(閉会時刻 午後5時10分)

